

生きがづくり推進員派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、生きがづくり推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、生きがづくり推進員の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣)

第2条 要綱第4条の活用に当たっては、公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会は、インターネット等を通し、積極的な情報提供に努めるものとし、講師等で派遣の協力依頼があったときは、これに応じるものとする。

(派遣先の審査基準)

第3条 関係機関等から派遣の協力依頼があった場合は、公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長（以下「理事長」という。）は、次の事項を勘案し、生きがづくり推進員の設置趣旨に合致しているかを総合的に審査する。

- (1) 派遣内容が要綱第5条に反していないかどうか
- (2) 派遣の協力依頼の内容と生きがづくり推進員の登録分野等が合致しているかどうか
- (3) その他参考となる事項

(派遣先の範囲)

第4条 次に掲げる活動については、原則として派遣協力を行わないものとする。

- (1) 営利活動
- (2) 政治・宗教活動
- (3) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、善良な風俗を害するおそれのある活動
- (4) その他不適切と認められる活動

(派遣の手続き)

第5条 生きがづくり推進員登録者を講師等として派遣するときは、派遣依頼者及び生きがづくり推進員登録者は別表1に定める手続きを必要とする。

(派遣の経費)

第6条 生きがづくり推進員登録者の派遣経費は、派遣依頼者が負担する。

2 経費の内訳及び基準額については、別表2のとおりとする。

(紛争の解決)

第7条 派遣依頼者と生きがづくり推進員登録者との間に、紛争が発生した場合は、依頼者と生きがづくり推進員登録者が協議して解決することとする。ただし、当事者間で解決することが困難な場合については、理事長と協議して解決することとする。

(その他)

第8条 その他派遣に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

	派 遣 前	派 遣 終 了 後
派遣依頼者の手続き	派遣を希望する日の3週間前までに派遣依頼文書(様式第1号)を公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長へ提出する。	事業終了報告書(様式第2号)を公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長へ提出する。
生きがいつくり推進員登録者の手続き		活動報告書(様式第3号)を公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長へ提出する。

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長 殿

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

生きがいつくり推進員登録者派遣依頼書

生きがいつくり推進員派遣要領第5条の規定に基づき、次のとおり派遣を依頼します。

派遣希望日時	年 月 日 時 ~ 時		
派遣希望場所			
業 務 内 容	対 象 者		参加予定人数
	テーマ・内容		
	形 式	講演会・説明会・講義・ワークショップ・プレゼン その他（ ）	
	講 演 録	作成しない・文書化する・録音する・録画する	
その他参考となる事項			
派遣受入事務担当者 (役職・氏名・連絡先)			

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会理事長 殿

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

生きがいつくり推進員登録者派遣事業終了報告書

生きがいつくり推進員派遣要領第5条の規定に基づき、次のとおり事業を終了したので報告します。

事業実施年月日	年 月 日
事 業 名	
事業実施場所	
派 遣 者 名	
派遣者の評価・感想	
その他特記事項	
事務担当者 (役職・氏名・連絡先)	

年 月 日

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会 様

登録者氏名 _____

生きがいつくり推進員活動報告書

次のとおり、生きがいつくり推進員活動を行いましたので報告します。

活 動 日 時	年 月 日 時 ~ 時
活 動 場 所 場 所	
活 動 内 容	
その他参考となる事項	
HPでの活動報告	今回の活動実績をHPで公開してもよろしいですか？ <input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い

- ※ その他活動の様子が分かる資料（講義資料、写真等）がありましたら、添付してください。
- ※ HPでの活動報告は、良いにチェックをつけた場合でも、HPのスペースの関係で、必ずしも公開されるとは限りません。

別表2（第6条関係）

報 酬	原則として無料
旅 費	原則として徳島県の「職員の旅費に関する条例」に基づき算出した額
その他経費	派遣において業務を実施する為に必要とした経費（資料コピー代等）の実費額